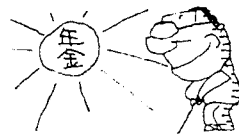


■厚生年金

給付一覧



厚生年金は、政府によって運営され、老後の生活の安定をはかることを目的とした年金保険制度です。

給付の種類	給 付 の 条 件
老 齢 年 金	加入期間が20年以上あるか、40歳。（女子は35歳）以後の期間が15年以上ある人が、①60歳（女子55歳）になって退職しているか、②在職中65歳に達しているとき、③60～65歳未満で標準報酬月額が150,000円以下のときに支給される。
通 算 老 齢 年 金	老齢年金の資格期間には満たないが、加入期間が1年以上あり、他の公的年金の加入期間と合わせて25年以上（国民年金を除いた場合は20年以上）ある人が、上記の①～③（ただし①の（ ）書の特例はない）の条件を満たせば支給される。 *旧陸・海軍共済組合など、旧令共済組合の期間と厚生年金の期間を合わせて20年以上あれば、特例老齢年金を支給。
障 害 年 金 障 害 手 当 金	加入期間6カ月以上ある人で在職中の傷病が初診日から1年6カ月以内になおり、障害が残ったとき、または1年6カ月たっても治らないときに障害の程度に応じて障害年金を支給し、または初診日から5年以内に治った場合に障害手当金を支給。
遺 族 年 金	加入期間6カ月以上ある人が在職中に死亡したとき、在職中の傷病の初診から5年以内に死亡したとき、または老齢年金、1・2級の障害年金をうけられる人が死亡したときその遺族に支給。
通 算 遺 族 年 金	通算老齢年金をもらっている人、またはもらえるだけの資格期間の条件を満たした人が死亡したとき、その遺族に支給される。 *特例老齢年金の受給権者が死亡したときは、特例遺族年金を支給。
脱 退 手 当 金	加入期間が5年以上あって年金をもらえない人が退職して60歳になったときに支給される。

■国民年金

給付一覧



国民年金は、農業、漁業、商業などの自営業の人、従業員が5人未満の職場で働く人など、職場の年金制度に加入していない人とその家族のための年金制度で、老後の生活の安定をはかることを目的とした年金制度です。

給付の種類	給 付 の 条 件
老 齢 年 金	保険料を25年以上（免除期間を含む。）納めた人が65歳になったときに支給される。 *10年年金——昭和5年4月1日以前に生まれた人は生年月日に応じて25年の資格期間が短縮され、大正5年4月1日以前に生まれた人は、10年で老齢年金が支給される。 *5年年金——明治44年4月1日以前に生まれて5年年金に加入した人は、保険料を5年間納めれば支給される。
通 算 老 齢 年 金	加入期間が1年以上あり、老齢年金の資格期間を満たしていない人が、①他の年金制度の加入期間と合わせて25年あるか、②他の制度から老齢（退職）年金をもらえる場合に、65歳から支給される。（現在の高齢者には資格期間を短縮して支給される特例がある。）
障 害 年 金	加入期間が1年（免除期間があるときは3年）以上ある人などが障害者になるか、1年6カ月たってもなおらないで重い障害が残ったときに支給される。
母 子 年 金 準 母 子 年 金 遺 児 年 金	上記と同じ加入期間がある場合で、母子・準母子または遺児の状態になったときに支給される。
寡 婦 年 金	老齢年金をうける条件を満たした夫が死亡した場合に、妻に60歳～65歳の間支給される。
死 亡 一 時 金	保険料を納めた期間が3年以上ある人が、年金をもらわないで死亡したときに支給される。
老 齢 福 祉 年 金	明治44年4月1日以前に生まれた人、または同年4月2日から大正5年4月1日に生まれ、保険料を4～7年納めた人に70歳（障害の人は65歳）から支給される。
障 害 福 祉 年 金	20歳前または昭和36年4月前の病気・けがで障害の状態になった人、障害になった日の直前まで国民年金の保険料に滞納がない人などに支給される（1～2級）。
母 子 福 祉 年 金 準 母 子 福 祉 年 金	夫等が死亡した日の直前まで国民年金の保険料の滞納がないなど、一定の条件があって、母子または準母子の状態になったときに支給される。